

リプロダクティブ・ライツと胚の尊厳

盛永審一郎

富山医科薬科大学薬学部哲学

キーワード

リプロダクティブ・ライツ, 人間の尊厳, ヒト胚の身分

Reproductive rights and dignity of embryo

Shinichiro MORINAGA

Key words

reproductive rights, human dignity, status of human embryo

解題

1992年10月5日に19歳のマリオン・プロッホ Marion Ploch は、仕事場から帰宅途中、乗用車事故で重傷を負った。彼女はエアランゲン大学病院に運ばれた。数日で彼女の容態は危機的となった。大学の脳外科医は3日後に脳死を確認した。脳死が認められたときすべての機械のスイッチが切られるはずだった。しかし彼女は妊娠していた。その時、およそ妊娠15週であることがわかった。医学上の定義に従うと、もう胚ではなく胎児だった。しかも胎児には損傷がなかった。胎児は彼女のお腹のなかで生きていた。もしスイッチが切られれば、胎児は死ぬだろう。胎児の生命を救助するために、生命維持装置と栄養補給が続けられた。しかし、11月16日に突然流産した。レスピレーターと栄養補給は終わった。胎児がなぜ死んだかはわからなかった。両親は死体解剖を拒絶した。だからいくつかのことが曖昧なまま終わった。両親はメディアに、医師たちの圧力のもとで、医師の決定に同意するよう脅かされたと告げた。これがエアランゲン事件と呼ばれているものである。

医師たちの決定が正しかったかどうかについて

議論が沸き起こった。一般の人々は憤慨した。医師たちの行為は、婦人の尊厳を踏みにじる行為として責められた。特に婦人たちの間で反対の意見が広まった。11月10日には女医連合、緑の党、プロテスタント婦人組合は全ドイツ中から集めた7千名の署名を含む嘆願書を婦人局の大臣に提出した。その嘆願書はエアランゲンにおける実験を止めさせるように、そしてこの種の医学実験を未来永劫禁止するようにと、要求していた。人間が孵卵器になってしまっているということに対する異議である。他方非難されている医師たちは、人間の生命を、この場合には胎児の生命を守ることの義務を強調した。彼らは、「生命の神聖さ」に言及することは特になかったけれども、「生への権利」を引き合いに出した。重要なことは、この「生への権利」は14週の胎児にも帰属するのかどうかということ、「子供」の「生への権利」はすべての他の状況に勝るものとして位置づけられるか、ということであるとバイエルツは指摘している。

このときフェミニストたちはエアランゲンの医師たちの行為を批判した。反対意見をまとめると、以下の三点であった。

a) この女性が道具・機械として扱われることに対する異議。

脳死となった母体の身体的作用を続けていくことは、いわば「胎児を取り巻く環境」という作用だけしか持っていない女性をただ「道具として利用する」だけである。脳死になった女性は、いわば「バイオの保育器」ないしは「出産のための機械」にされている。

b) このような処置の背景にある考え方は、(女性の)人間の尊厳に反するという異議。

女性の身体を胎児のための単なる包みとして、客体として使用し、利用することは、判断の主体である女性の尊厳を侵害している。これは代理母の新しい形態であり、女性はただ妊婦であることを強制されている。

(障害者差別論と同じ。着床前診断は現に存在している障害者を否定しているわけではないというが、しかし変異遺伝子を持つ胚を廃棄するというその考え方は、現にいる障害者の存在を否定することになる。)

c) 子供への身体的精神的影響がある

エアランゲンのケースでは一体のものと思われる母親と子供の関係が無視されている。ここでは、母親とコミュニケーションをする子供への身体的・精神的な影響の見通しがつけられていない^(註1)。

1) 問題

平成12年12月、旧厚生科学審議会「生殖補助医療技術に関する専門委員会」は、インフォームド・コンセント、カウンセリング体制の整備、親子関係の確定のための法整備などの必要な制度整備が行われることを条件に、精子・卵子・胚の提供による生殖補助医療を認める報告書を取りまとめた。現在、厚生科学審議会生殖補助医療部会において、この報告書の内容の具体化のための審議がすすめられている。

また、文部科学省は平成13年9月に「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針」(以下、ES細胞指針と略記)を施行した。それは、ヒト胚は「人の生命の萌芽」として尊重されなければならないとしながらも、適切なインフォームドコンセ

ントを受けたものであれば、研究の妥当性等について研究機関・国が審査した上で、「余剰胚」の研究利用を認めるというものである。

両者に共通しているのは、不妊治療の一環として生じる「余剰胚」を、第三者に提供するという目的のために、あるいは高度の研究目的のために、利用することを許容していることと、その際、提供者(親)のインフォームド・コンセントを受けるとのことである。

しかし、ここに疑問が生じる。「廃棄される」胚の提供について親のコンセントを受けることは意味があるのかという問題である。もちろん、廃棄した精子や、卵子を研究利用する場合に親の同意を受けるといふことと同じ程度の意味での同意は必要なことはいまでもない。しかし、果たして親の同意は必要条件であるとしても十分条件かという問題である。とりわけ、この同意の意味が、リプロダクティブ・ライツを越えた事柄の決定にかかわる同意であるとするならば問題ではないだろうか。親は胚の廃棄を望んでいるのであり、「胚」の利益を代弁する適切な代諾者であるといふわけにはいかないからである。

しばしば、妊娠中絶を許容しておきながら、胚の提供を許容しないのは矛盾だという異議がある。しかし、それは違う。妊娠中絶では女性の自己決定権と胎児の生存権との葛藤が中絶をやむなく正当化しているのである。従って比較されるべきものは「廃棄」と「中絶」であり、「廃棄」と「提供」ではない。余剰胚の「提供」が問題となる場合、そこには女性の自己決定権と胚の生存権の葛藤はない。問題は、胚の生存権、不可侵性を認めるかどうかということにあるのではないか。しかし、それでもなお、女性にその胚の決定権があるとしたら、それはその胚を、勝手に他の人が用いることを禁止することに対する決定、および権利であろう。

2) 背景

a) 生殖技術の進展

1978年ルイーズ・ブラウンの誕生とともに、人類は、これまでブラック・ボックスであった生殖

過程を掌中にするこの第一歩を得た。かつては、死とともに、生もまた人間にとって、人間が受け入れざるをえないもの、限界状況の一つだったのである。子は授かりものだった。その後の生殖技術の目を見張るような発達、分子生物学の発展と相俟って、まさに、近い将来、オルダス・ハックスリーの『すばらしい新世界』に描かれたような、人工孵化工場が実現するかのような観を呈している。

確かに子供を持つことを望んでいても持つことができず、あきらめることを余儀なくさせられてきた夫婦にとって、この技術が与える恩恵ははかり知り得ないものといえるであろう。しかし、多くの技術がそうであると同様に、恩恵とともに危険もまた大きいのである。そしてこの危険とは身体に及ぼす危険だけではなくて、人間社会の在り方に及ぼす危険をも意味するのである。特にAIDやHIVのような技術は、子供を持ちたいという願望を満たしてはくれはするが、それは子どもを持つ機能を完全に取り戻したり、部分的に補ったりするのではなくて、持つという行為だけを外面的に満たしてくれるものなのである。だとすると、この技術は、無条件に利用して「よい」ものなのだろうか、そこに歯止めをかける必要はないのだろうか、あるとしたら、どこで線が引かれるのだろうか、と問われることになる。他人から、精子や卵子を得たり、他人の身体を借りて子どもを懐胎したり、あるいは、遺伝病をもっているかどうか調べたり、将来的には遺伝子治療ではなく、遺伝子の改造を試みたり、単性生殖をしたり……、このように思いのままに受精卵を取り扱うことが可能となるような技術が、その技術の使用をめぐって、あだかも、解き放たれたプロメテウスのように、縛りを自ら必要としているのである。その縛りとはどこに求められるのだろうか。

加藤尚武氏は個人の医療に対する権利を三つに分類している^(注2)。(1)根治型治療、(2)救済型治療、(3)非治療型身体介入。(1)は医療アクセス権が成立し、公共機関はこれを措置しなければならない。(2)は患者の側に自由としての権利として成立するが、しかし必ずしも公共機関は医療を受けることが可能になるように措置しなくてもよ

い。(3)は社会が禁止してもよいものとしている。生殖補助技術はどこにはいるのだろうか。

さらに指摘されなければならないことは、現代の生殖技術は男が女を必要とせず子供を「産む」ことを可能にする技術でもある。これは一見女性を生物学の事実から解放してくれる技術のような観を与える。しかし事実はそうではない。生殖過程を男性が管理することが可能となれば、男は女性をみずから囲い込む必要がなくなる。これは人間のライフスタイルを一新させることを予測させる。女性とはいえば、女性も妊娠の過程から解放されれば、男と同様に社会へと積極的に参加することが可能となる。しかし、逆に言えば、女性は卵子製造工場の一員にされてしまうかも知れない。新しい専制の始まりでもある。

またこの技術の適用にあたっては、それを使用するカップルの心情に対する配慮にもまさって、産まれてくる子供の福祉を一番に考慮しなければならないであろう。2000年12月にだされた厚生省生殖補助医療部会の「精子・卵子・胚の提供などによる生殖補助医療のあり方についての報告書」でも、このことは作成にあたっての6原則の一番に置かれたことである。現在この報告書の法制化へ向けて部会で審議が続けられている。しかし、その際、一番の議論となっている点は、「出自を知る権利」を認めるか、どうかであるという。子供の福祉を考慮すると、この権利は当然子どものアイデンティティ確立のためにも認められなければならない。そして世界の流れは情報開示の方向へ進んでいる(表1参照)。しかし、この権利を認めると、今度は提供者がいなくなることが予測され、余剰卵子や胚ではなく、近親者からの卵子・胚の贈与ということが生じてくるだろう。特に、卵子の場合、現在の技術では、凍結卵子は用いることができないので、新鮮卵ということになり、それはドナーに高負担を強いるという問題性が強く出てくるし、またこの場合にあっても親子関係は近親者間での関係だけによけい複雑な問題を生じかねない。

さらに夫婦にとって、思いのままに子供を選べる時代が来るだろう。これは、体外授精技術とヒトゲノム解析技術とが結びつく結果である。着床

表1

国	精子・卵子・胚の提供により生まれた子の出自を知る権利
アメリカ	ほとんど判例や制定法はない。養子の出自を知る権利の規定が類推されている。
イギリス	18歳以上の子に対して、自分が治療の結果生まれたのかどうかを確認する権利が付与される(要カウンセリング)。18歳以下で結婚を考えている子に対してその相手との血縁関係を調べる権利も規定。
フランス	認められていない。
ドイツ	判例上(ただし嫡出否認ないし嫡出でない子の父に関するもの)、一般的人格権として憲法の保証を受ける。
スウェーデン	(AID) 精子提供者の個人情報にアクセスする権利が認められ、自己の出自を知る権利が保障されている。 (体外受精) その子が相当な判断力を有するようになったとき、実施病院の特別カルテに記載されている卵子、または精子提供者の個人情報を入手する権利を有する。
日本	審議中

(「諸外国の卵子・精子・胚の提供等による生殖補助医療に係る制度および実状に関する調査研究」H13-特別-006, 松田晋哉他, 2001より)

前診断, さらに受精卵への遺伝子治療, さらに遺伝子改変と応用されていくであろう。これらの予測される事態に対して社会はどのように歯止めをかけることができるのだろうか。

それでは, 現代社会はこれらの技術が無条件に使用することを認めるのかと言えば, そうではない。資料1を参照されたい。日本では, 2001年6月に, 世界に先駆けて, 法律でヒトクローンを産生することを処罰する法が施行された。しかし, この法は「クローン周辺技術容認法」と批判されているように^(注3), 生殖上のクローニングは禁止するものの, 治療上のクローニング(クローン胚を着床させずに, そこから治療や臓器開発のためのES細胞を取り出す技術)を認めようとする法であった。事実, ES指針が同年9月に施行され, 適切なインフォームドコンセントさえ受ければ, 余剰の廃棄される受精卵からES細胞を樹立することが許可されることとなったのである。しかし, 特定胚と呼ばれる9種類の胚については, 同年12月の指針で胚に着床させることが禁じられた。

b) 人工妊娠中絶とリプロダクティブ・ライツ

一方, 中絶は, 人類の登場とともに行われていたとされている。ヒポクラテスにもそのことは記されている。いつの時代でも望まれない妊娠はあった。しかし, 古代において, 中絶は母体の命と引

き換えに行われるような危険なものでもあった。それ故に, 中絶を執行することはよほどの覚悟がいる行為だった。しかし, 現在はRU486のように, 自然に流産を起こさせる薬も登場している。しかしこのような簡便な薬は日本では, 現在, 使用は認められていない。その代わりに, 日本では中絶天国とまでいわれるほど, 中絶が頻繁に行われているという。

中絶に最初に反対したのは, なんとと言ってもキリスト教会であった。ギリシャ時代にはポリスに見合う人口を維持するために, 人工調節の道具として墮胎は行われていた。確かにローマのケケロの時代において, 中絶をした女性が死罪になっている例がある。しかし, それは, 男性の持ち物である胎児を勝手に処分したから処罰されたのであって, 胎児の生が廃棄されたからではない。胎児の尊厳という観点から中絶に反対したのは, キリスト教会だった。このことは, マリアの受胎という出来事で劇的に象徴された。夫のない女性が「聖霊により」身ごもったのが「神の子」という逆説にこのことは象徴的に現れているといえるだろう。「罪人にして神」と言うことと同じように, ここでも「罪の子」が「神の子」という逆説が用いられたのであろう。しかし, その後の社会の動きは, 女性の権利獲得の動きへと向かったのであり, 胎児の身分が問われるのはまだまだ先のことであっ

た。

家父長的父権社会にあっては、女性は産むことを強要されていた。「産む性」である女性が（あるいは夫婦が）、産む産まないかを定めることができるような権利を獲得するのはつい最近のことである。「産めない性」である男性は、みずからの跡継ぎを得るために（遺伝子の利己性）、女性を管理下におくことで、一夫一婦制の文化を創り上げてきた。この家父長的父権社会からの解放が、産む性の自己決定権の一つとして求められてきたのである。この権利は一般に「性と生殖に関する権利」と訳されている。カイロ行動計画（1994）においては「すべてのカップル及び個人が自由にかつ責任を持って子供の数・産む間隔・時期を決め、そうするための情報と手段を得る基本的権利、及び最高水準の性と生殖に関する健康を達成する権利」として承認された。しかし、国連「女性2000年会議」ではこの権利はまだ「女性の人権」としてだけしか位置づけられてない。アメリカでは1973年のドウとロー判決をはじめとするいくつかの裁判のなかでプライバシーの権利として勝ち取られてきた。

その結果、中絶を全く認めないという国は現在ほんとうに僅かである。しかし認めるにあたっては3つのタイプがあり、さらにそれぞれのタイプの中にも厳しいものからゆるいものまでいろいろある。タイプとしては、「期限モデル」「適応モデル」「討議（あるいは自己責任）モデル」の3つである（資料1参照）。そして、それぞれの背後には、女性の自己決定権の尊重にウエイトをおくか、それとも胎児の尊厳にウエイトをおくか、というあれか、これかがある。すなわち、はかりのもう一方の側におかれるのは胎児の尊厳だったのである。これに関するドイツの議論は興味深い示唆を与えてくれる。

ドイツでは基本法1条1項で「人間の尊厳は不可侵」と謳われている。これに連邦裁判所判決（1975・2・25）「受精後14日から、人間個人の歴史的存在的意味での生命が始まる」が加わり、人間とは着床後の胎児を含むこととなる。従って、中絶に対する法的規制のモデルとしては適応事由の認定がある場合にのみ認められるという「適応モ

デル」を採っていた。しかし、1992年統一ドイツ議会はマラソン審議をして「新218条」を決めた。それは、妊娠12週までは、相談所による相談を受けた後の医師による中絶は違法ではないというものであった。旧東独の期限モデルに相談を義務づけるというものであった。しかしドイツ連邦憲法裁判所が下した判決は、1993年「適応事由のない中絶は正当と宣言されてはならない」としたが、「相談構想を是認してその場合は刑法218条を適用しない」というものだった。すなわち、適応事由を認めない新218条は違憲無効ではあるが、相談構想そのものは保持することができるというものである^(注4)。

しかし、この矛盾ともいえる判決が意味するのは何か。それは、適応モデルの背景にある「胎児の尊厳」との葛藤の存在ということである。ドイツは基本法で「人間の尊厳は不可侵」と謳っている。この場合の人間とは憲法裁判所によると着床後の胎児も含むことになる。それ故に、ドイツでは中絶は認められないことになる。しかし、母体の危険性や、相談を義務づけての中絶容認は、女性の自己決定権とのやむにやまれぬ葛藤の存在故にである。だから、何が何でもフリーというのではない。

これに加えて、体外受精の技術は、着床前の胚の身分にまで及ぶ。そこで、ドイツは「すでに受精の完了で、人の生命が生じるということを出発点とする」とし、1990年、胚の目的外使用を可罰的に禁止する「胚保護法」を成立させ、施行した^(注5)。しかし、刑法による禁止は若い研究者たちを胚から遠ざける結果を生み、ドイツの生殖技術は世界のなかで遅れることとなった。これを危惧するドイツ学術振興会はこの胚保護法の改定に乗り出した。

3) 胚の保護

最後に、どうしても、すり抜けることのできない問題について述べておこう。それは「胚は尊厳を持つか」という問いである。

2002年春、京都大学は不妊治療の一環として生じた余剰の受精卵からES細胞を樹立する研究に

資料1 娠中絶と生殖補助技術の各国の法的対応

国	中絶の法的規制 モデルと法	精子提供 (卵子獲得 なし)	体外受精・ 胚移植	卵子提供	代理母	胚への研究	PID (着床 前診断)	ES細胞 獲得/研究	治療上のク ローニング	生殖上のク ローニング	生殖補助医療に 関する 特別な法等	R = 規制あり		V = 禁止		○ = 許容		- = 規定なし
												胚への研究	代理母	卵子提供	体外受精・ 胚移植	精子提供 (卵子獲得 なし)	中絶の法的規制 モデルと法	
ベルギー	討論モデル (12週以内) 1990年4月3日の法	-	-	-	-	○ (14日まで)	○	○	○	(事実上V)	特別な法なし							
デンマーク	期限モデル (12週) 1973 妊娠法 No.350 1996 No.499	R/O	R/O	R/O	V	R/O (14日まで)	R/O	○	V	V	1996 No.499 (生命研究) 1997 No.460 (補助生殖) 1997 No.503							
ドイツ	討論モデル (12週) 刑法 218 (1992修正) 1995 家庭法	(○)	R/O 移植は3個 まで	V	V	V	(V) (公開討論中)	研究 獲得	V	V	1990 胚保護法 2001 フランスと共同でクロー ン人間産生禁止を国連に提案							
フランス	討論モデル (12週) 1994年6月29日 94-654	R/O	R (精子卵 子どちらか 一方のみ)	R/O	V	原則禁止 R(7日まで)	R/O	すでに樹立 したもの ○獲得	V	V	1994 生命倫理法; 1997補足 2001 ヒトクローン産生を禁 止する新条項を追加							
イギリス	適応モデル (24週) 1967 中絶法 1990 HFEA	R/O	R/O	R/O	R/O 商業的なも のは禁止	R/O (14日まで) 胚作成も可	R/O	作成・研究 ともに許容	○	V	1990 Human Fertilisation and Embryology Act 2001 HFEA (研究目的); ヒ トの生殖クローニング禁止法							
イタリア	討論モデル (12週) 1978	-	-	-	-	-	-	-	-	-	法がないので許容 1997 保健衛生省令							
オランダ	討論モデル 1981 妊娠中絶法	-	-	-	(V)	提言で○ (14日まで)	○	○	○	○	法がないので許容							
ノルウェー	討論モデル (18週) 1975 妊娠中絶法; 1989 修正	R/O	R/O	V	V	V	R/O	研究 獲得	V	V	1994 医学におけるバイオテ クノロジーの適用に関する法							
オーストリア	期限モデル (12週) 刑法 1975修正	R/O	R/O	V	V	V	万能細胞 (8分割以上)	研究 獲得	V	V	1992 No.275 生殖医学法							
スペイン	適応モデル (22週) 1985 憲法 1995 刑法	R/O	R/O	R/O	V	R/O (14日まで)	R/O	すでにある ものは○ V	V	V	1988 Law35 人工生殖技術法; Law42 配偶子・胚・胎児の 利用に関する法							
スウェーデン	期限モデル (18週) 1995 中絶法	R/O	R/O	V (改正法で 許容予定)	V (改正法で もV予定)	R/O (14日まで)	○	すでにある もの研究○ ・作成V	V	V	1984 No.1140 人工受精法 1988 No.711 IVF法 1991 No.115 ヒト受精卵研究							
スイス	適応モデル 1975 スイス刑法 1990 修正	R/O	R/O	V	V	V	V	V	V	V	1999 憲法 2001 生殖補助医療法							
アメリカ	期限モデル 個々の州法 最高裁判所判例	○	○	○ 制定法で規 定(4州)	○ 無効(11州)	○	○ 州のレベル で禁止あり	○ 新たな作成 は認めない	○ 資金 はだめ	(V)	2000 NIH ガイドライン 2001 クローン人間産生禁止 (下院)/ブッシュ声明							
日本	適応モデル (22週) 刑法 (堕胎罪) 1996 母体保護法	(○) 現在法整備 中(許容)	○ 産科婦人科 学会公告 (1983)	(○) 現在法整備 中(許容)	V 現在法整備 中(V)	○ (14日ま で) 産科婦 人科学会告 白 (1985)	○ 産科婦人 科学会公告 (1998)現在 まで例なし	○ 法的に禁 止されてい ない・指針 で許容	○ 指針でV法 的に禁止さ れていない	R/V	2001 クローン技術規制法 ヒトES指針 特定胚指針							

国際レベル: 国連第6委員会「クローン人間禁止条約づくりを求める決議案」採択 (2001); 欧州評議会「人権と生物医学に関する条約」(1997); 「生物医学条約クローン人間追加議定書」(1998); ユネスコ「ヒトゲノム宣言」(1997) WHO「クローン技術に関する決議」(1997) (ドイツ教育文化省資料等をもとに盛永審一郎が作成)

着手した。もちろん、文部科学省へ研究の申請をし、文部科学大臣より認められるという所定の手続きを得ているし、ドナーであるカップルからもインフォームド・コンセントを受けたものである。指針から見れば、何一つその手続きの過程に問題はないといえるであろう。しかし、滅失されるのは胚ではないのか。胚は、高度の研究利用という目的のためには、捧げられことが許されるものなのだろうか。

「ES細胞指針」では、「ヒト胚」は「人の生命の萌芽」と規定された。「人の生命の萌芽」とは何を意味するのか。

- ①「人」ではなく「人の生命」である。尊厳を持つのは「人」であって、「生命」ではない。「生命」とはこの場合生物学的生を意味する。生物学的生はそれ自体において価値を持つというのではない。しかし、人であるためには生命でなければならない。それ故に「人の生命」も侵してはならないということになる。しかし、侵してはならないのは「人」だからであり、「生命」だからではない。「生命」だけならば、高次の生命のために侵されるということもあり得ることになる。だからアクセントが後ろに置かれれば、犠牲に捧げられることの可能性を持つ。
- ②しかも「生命」ではなくて、「生命の萌芽」である。「生命の萌芽」とは「生命」であるのかどうか。普通「萌芽」とは、芽を出すことである。芽とは「葉・茎・花のもとになる未発育の組織」のことである。だから、生命の兆しのこととなり、それは生命そのものとも完全に一つであるかどうかとも問われる。しかも「人の生命の萌芽」となると、人は形容詞となり、「生命の萌芽」がアクセントを持つ。だから、最初の「人」は供え物として忘れられる。生物学的生命の萌芽ということが強調されるのである。であるならば、当然治療を目的とした高度の研究のためには、その使用が許可されることになるのである。ただし、「礼位を持って」と謳われるのであるが。
- ③そもそも「人」は尊厳を持つのだろうか。これが根本的問いである。西洋では、一般に「人間の尊厳」が意識されるに至る三つの段階、ある

いは時代が挙げられている。古代におけるキリスト教。「人間よ、目覚め。そしておまえの自然本性の尊厳を知れ。おまえは神の似姿に作られたことを思い出せ。その似姿は、アダムによって墮落させられたにしても、キリストによって改善された」^(註6)。近代におけるカント。「人間性それ自身が尊厳である」。そして現代においては戦後における憲法をはじめとする法律的規定において重要な概念となった。しかし、この命題が真理でなければすべてが疑わしいものとなる。われわれの社会はこの命題を、いわば公理のように、根底に据えて成り立っているともいえる。

- ④といっても「人」が尊厳を持つのではない。「人間」が尊厳を持つのである。ここにいるこの人の行い等々が価値を持つから、この人が尊厳を持つのではなく、この人が尊厳を持つとされるのは、この人が人間であるが故になのである。

とすれば、問題は「人間の尊厳」という命題が真であるかどうかとともに、「ヒト胚」が「人間」であるかどうかということが問われることになるのである。その前に、この「尊厳」概念について一言述べておきたい。

いろいろな言葉が用いられている。「人間の尊厳」・「生命の尊厳」・「人間の尊重」・「生命の尊重」。まずこれらの概念について整理しておく必要がある。

第一に、「尊重」と「尊厳」という言葉の意味の相違について考える必要がある。ヨンバルトは、「尊重」は人間の一定の態度ないし行為を意味するのに対し、「尊厳」は人間そのものに内在する固有の価値を表わすと指摘している^(註7)。サンチャゴは「尊厳」は主語の表現であり、「尊重」は述語の表現だという^(註8)。これらの区別は重要である。

「尊重」とは、「……を尊重する対象としている」ということの言明であり、「尊重する対象としない」という命題も成り立つ。そして「尊重」するには何らかの理由があるからで、そこに「尊重」という態度をとる根拠があるということが示されることになる。それに対して、「人間の尊厳」と

は「人間」の持つ属格としての尊厳なのである。こちらが「尊重」する態度をとろうがとるまいが、尊厳は「主語」に備わったものなのである。したがってそれは「人間は人格の固有性を持つ」ということを表現しているのではない。もしそうだとすると、人間と人格は異なるのであり、媒概念によって二つの概念を結びつける必要がある。ということは、必ずしも人間が人格を持たない場合もあることになり、この場合は人間を使用してもよいことになる。そうではなくて、端的に「人間は人格」なのである。というのは「人格」を表すラテン語「Persona」とは、神の位格を表す言葉として、自立自存のものとして「尊厳を持ったもの」を、「尊厳を持たないもの」から区別するために用いられた言葉なのである。この言葉が、近代になってデカルト、カントにより人間に転用されたのである。カントは、尊厳を持つ人格を、単に手段としての相対的価値しか持たない物件と区別し、さらに「人間性の尊厳は人格性そのもの、すなわち自由」^(注9)にあるとしている。人間もまた自立自尊の存在を意味することとなったからである。

それでは、「人間の尊厳」の内容とは何か。しかし、「人間の尊厳」を積極的に定義することはできない。それについてすべてが包括されているもの、還元すると、「自由」以外のほかの言葉で何が「人間の尊厳に相応する」かを、定義することはできない。もし、人間の尊厳を積極的に確定するとしたら、それはこの概念をこっそりと「固化」してしまうだろう。なぜなら「人間の尊厳」の概念は決して静的には構想されない限界概念としての理念だからである。還元すると、この概念は、社会の価値表象——それ自身時代の変遷の基にある——との相互作用において初めて、定義し、展開されるものだからである。したがって、「人間の尊厳」は消極的にしか定義されないのである。すなわち、人間の尊厳が侵害されている場合が示されることによってである。

次に、「胚は尊厳を持つ」という私の見解について述べておこう。私の論旨は以下のようなものである。

○「尊厳」とは主語概念に内在したものの表現。

○もし「人間が尊厳を持つ」ということを人々が認めているなら、人間の概念には尊厳が帰

属している。

○胚が人間であれば、尊厳を持つ。なぜなら、人間には尊厳が内在しているからである。

○胚は人間である。故に胚は尊厳を持つ。

従って、問題は「ヒト胚」と「人間」の間に質的相違があるのか、ないのかという問いとなる。もし質的相違がないのなら、「人間」が尊厳を持つなら、「ヒト胚」も当然尊厳を持つことになる。それに対し、質的相違があるとすれば、「ヒト胚」は、「人間」が尊厳を持つといえども、尊厳を持つとは限らないということになる。

胚と人間の間には質的相違があるという考えがある。パーソン論という考えである。生きる権利を持つのは、自己意識を持つ者、すなわち道徳的・規範的概念としてのパーソンであるという考え方である。しかし、パーソン論が生物学的意味でのパーソンと道徳的・規範的意味でのパーソンとを混同しているが故に、自己破綻していることは明らかである。しかし、仮にパーソン論を認めるとしても、「ヒト胚」もまた尊厳を持つといえないだろうか。

そこに潜在説が考えられる。潜在説とは「ヒト胚」は潜在的に人格だとする説である。しかし、それに対する反論は、胚は潜在的にパーソン（人間）であり、現実的にパーソンではない故に、パーソンの持つ現実的権利（生存権）をもたないという議論である。5歳のカーター大統領は、潜在的に大統領であるとしても、現実的に三軍の統帥権を持たないとか、1ダースの卵は現実に鶏が持つ価値を持たないという議論である。しかしこれは、現実に能力のあるものが持つ価値を比較しての議論であり、尊厳の比較ではない。価値・価格について考えるならば、鶏とその卵が同じ価値を持たないのは当然のことなのである。価値とは、そのものが現に持っている能力を評価しての値であるからである。しかし、価値と尊厳は異なる。価値でものをとらえることは、尊厳を奪うことなのである。そもそも存在は評価され、見積もられる限り、すでにその存在の尊厳を奪われているのである^(注10)。従って、この批判は成り立たないといえる。

確かに、蝶は、卵、幼虫、さなぎ、成虫という

変化をたどる。幼虫は何かと言えば、それは「蝶」である。「嬰兒」「幼児」「少年」「子供」「青年」「成人」「壮年」「老年」は、ソクラテスという実体の属性である。ソクラテスはこれらを通してソクラテスである。そうであるとするならば、ソクラテスの「受精卵」「胚」「胎児」ともいえるのであり、ただ、それが受精卵であるときはまだ、ソクラテスは存在していないというのは、名前として存在していないのであり、実体としては存在しているのである。

蜘蛛は、視覚で見たものと、触覚で感じたものを同一のものとしてまとめることができない。人間も、音で聞いたもの（心）と視覚で見たもの（体）を同一のカテゴリーでまとめ上げることができない。だから、心身の二元論の立場をとる。心が実体で身体が変化する。このように考えれば、ここは受精とともにあると考えることができる。

人々は「ヒト胚」、あるいは「人の胚」という。これは、「胚が人間である」ということを認めている。なぜなら、前者の場合の「ヒト」あるいは「人」とは、「樅の木」や「蝶の幼虫」と同じように、胚の「種」を表す言葉だからである。従って、「ヒト胚」という人は「胚」が「人」であることを認めているのである。だとすれば、「人の胚」は当然尊厳を内在しているのである。

最後に生物学的知見を挙げるができる。胚のゲノムは受精後およそ3日目から支配し始める。従って、その時点から質的に新しいライフサイクルを開始するのであり、それ以降は暫時的発展を遂げるにすぎないのである^(註11)。

私の議論は単純すぎると思われるかも知れない。しかし、人間の尊厳が危機にさらされている現在、われわれの採るべき道は、「安全主義 Tutiorismus」であるべきではないか。それが、未来の人間に対する「責任」でもないだろうか。われわれが未来の人に残すべきもの、それは、「新しい奇跡的な治療法ではない」と、ヨナスは言っているのではないか^(註12)。

解題に答えて

エアランゲン事件におけるフェミニストたちの

見解においては「人間の尊厳」が「生命の尊重」に勝っていた。もし、「生命の尊重」が勝るとするならば、脳死した女性の身体は孵卵器として用いられかねない（なぜなら、自分の身体を使用してよいという女性の意志の承諾がない故に）。そして、このことが認められれば、堤防が決壊するように、高度の研究利用のために、あるいは治療薬の生産のために、脳死体が利用されるということが起こりうる。人間の尊厳は不可侵なのである。たとえ極悪非道な死刑囚の身体を研究利用することも、無脳児や、中絶胎児の細胞が利用されたりすることも、当然認められないのである。なぜなら、死刑囚も、無能児も、中絶胎児もともに人間だからである。だから、個々の人間の能力が問題なのではない。彼が「人間」というカテゴリーに属するが故に持つ「人間の尊厳」なのである。

われわれはフェミニストたちの議論を逆手に取ろう。女性は死体であるとしても、道具として使用されてはならないといわれた。たとえ命を救うという高度の目的であるとしても、それは人間の尊厳を侵害するという。一方、胚は生命活動をしていても、高度の研究利用のためなら、滅失されてもよいとされる。生きている胚が明らかに尊厳を持っていなくて、死んでいる身体が尊厳を持つというのは矛盾していないのだろうか。両方ともに、パーソン論で主張する道徳的権利を持った主体の条件、自己意識をもたない。にもかかわらず、一方では尊厳が主張され、一方では尊厳が主張されないとしたら、それはおかしいといえるだろう。それともやはり胚は胚であり、人間の形をしていないから、認められないというのだろうか。それは、人間の「理念化の能力」が完全でないことから生じている。

仮に、百歩譲り、着床まえの胚は、人であるとは証明されていないとしよう。しかし、その場合であるとしても、われわれは「安全主義」に立つべきではないか。人ではないということも証明されていないその限りにおいて、胚を実験に使用することをわれわれは差し控えるべきではないだろうか。確かにそれでは、受精卵が14日間に限り研究することが産科婦人科学会会告により認められているのではないかという反論があるかも知れない。

しかしそれは、会告に記されているように、「ヒトが個体としての発育能力を確立する以前の時期」と考えられたからである。

胚は、受精後3日後あたりに、その胚固有のゲノムが支配し始めるのである。その意味で自然に人となりうる（自己顕現）ものなのである。とするならば、高度の研究のための胚利用は、たとえそれが病気で苦しんでいる生命の尊重という観点でなされたとしても、当然、本人の承諾なしには（そしてこの場合承諾などということはおよそあり得ない）認められないということになる。「胚」を実験・研究に使用することは人間の尊厳に反する行為なのである。

（未完）

注1 エアランゲン事件については以下のものを参考にした。Kurt Bayertz; Introduction, in: Kurt Bayertz (Hrsg.), Sanctity of Life and Human Dignity, Kluwer, 1996.

齊藤誠二『医事法の基礎理論』, 多賀出版, 1997, 112-117ページ。

注2 加藤尚武『最新生命倫理学入門』<http://www.ethics.bun.kyoto-u.ac.jp/kato/bioethics.html>

注3 櫛島次郎『先端医療の倫理』講談社現代新書 2002

注4 金沢文雄『人の胚の道徳的及び法的位置』（岡山商大法学論叢第3号, 1995, 18-19.）

注5 拙稿『「人間の尊厳」と「生命の尊厳」——胚保護法をてがかりに』（理想No.668, 2002, 82-93.）

注6 ホセ・ヨンパルト／辻村みよ子「人間の尊厳と自己決定権〔人権論の焦点〕」（法律時報 69巻9号, 44-5.）

注7 ホセ・ヨンパルト『人間の尊厳と国家の権力』, 成文堂, 1990, 57-8.

注8 Santiago Ewig, Heilungsversprechen versus Menschenwürde Elemente einer Kritik der neuen Biotechnologien, Enquete-Sekretariat/Papier zur Stammzellforschung 22 Aug. 2001.

注9 I. Kant, Werke, Berlin, 1900ff., XIX. Nr. 7305.

注10 Vgl. M. Heidegger, Holzwege, Vittorio Klostermann, 1977, S. 258.

注11 アンジェロ・セラ, 秋葉悦子訳「ヒト胚・処分可能な『細胞の塊』か, 『ヒト』か?」（理想No. 668, 2002, 94-106）

注12 Hans Jonas, Technik, Medizin und Ethik, Insel, 1990, S. 127.

[追記] 2003年1月10日付報道によると厚生労働省の生殖補助医療部会では「出自を知る権利」を15歳から認めることで意見がまとまったが、個人を特定できる情報の開示を前提として提供者から同意を得るかどうかという具体的な開示条件については判断を持ちこしたし、兄弟姉妹などからの提供も合意に至らなかったという。一方産科婦人科学会倫理委員会は、受精卵提供を認めずとする見解案を2002年12月末に提出し、構成労働省部会と対立している。